

前沢四丁目自治会会則

第一章 総 則

- 第1条 本会は、前沢四丁目自治会と称する。
- 第2条 本会は、前沢四丁目に居住する者をもって会員とする。
- 第3条 本会の事務所は、会長宅におく。
- 第4条 本会は、会員相互の親睦をはかり、明るく住みよい地域社会づくりを目的とする。
- 第5条 本会は、政治活動をしない。

第二章 事 業

- 第6条 本会は、前章の目的達成のため下記の事業を行う。
- (1) 会員相互の親睦に関する事
 - (2) 地域環境の整備、美化に関する事
 - (3) 地域の安全、安心に関する事
 - (4) 行政機関との協議、連絡に関する事
 - (5) その他、目的達成に必要な事

第三章 役 員

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 会計監査 1名
- (5) 地区委員 若干名

第8条 役員は、会員の中から総会において選出する。

第9条 役員は任期は1年とする。ただし再選を妨げない。

第10条 役員は任期満了の後においても、後任者が就任するまではその任務を遂行する。

第11条 役員は次の会務を分担する。

- (1) 会長は、会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 会計は、会の出納事務を行い、会計に関する帳簿および書類を管理する。
- (4) 会計監査は、会の会計を監査し、総会に報告する。
- (5) 地区委員は、担当地区の連絡調整にあたり、必要に応じ会務を分担する。

第12条 本会に顧問および自主防災会その他の専門部を置くことができる。

- 2 顧問は、会長がこれを委嘱し、本会の諮問に応える。専門部は、その責任者を会長が委嘱し、本会の事業の特定の分野を専門的に担う。ただし、自主防災会役員は選出についてはその規約の定めるところによる。

第四章 会 計

- 第 13 条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。
- 第 14 条 会費は 1 会員あたり年額 1,500 円とし、原則として毎年 5 月末までに集金する。
- 第 15 条 会費の変更および臨時会費は、総会の決議を必要とする。
- 第 16 条 既納の会費は払い戻しをしない。
- 第 17 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第五章 会 議

- 第 18 条 本会の会議は、定期総会、臨時総会および役員会とする。
- 第 19 条 定期総会は、毎年 1 回 4 月に開催し、次の事項を議決する。
- (1) 事業報告および決算
 - (2) 事業計画および予算
 - (3) 役員を選出
 - (4) 会則の改廃
 - (5) その他の重要事項
- 第 20 条 臨時総会は、会長が必要と認めるときまたは会員の 1/5 以上の要請があったときに開催する。
- 第 21 条 総会を開くときは、議案を附してあらかじめ会員に通知しなければならない。
- 第 22 条 総会の議事は出席した会員の過半数をもって議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 第 23 条 総会の議長は、出席した会員の中から選出する。
- 第 24 条 役員会は、役員をもって構成し、会長が必要と認めるときに招集する。顧問および専門部の責任者は必要に応じて役員会に出席することができる。

第六章 雑 則

- 第 25 条 本会則の運用にあたって必要な事項は役員会において細則で定める。

附則

- 1 本会則は、昭和 45 年 3 月 22 日から施行する。
- 2 改正会則（第 12 条、顧問の設置）は、昭和 55 年 4 月 20 日から施行する。
- 3 改正会則（第 14 条、会費を月額制から年額制に）は、昭和 62 年 4 月 19 日から施行する。
- 4 改正会則（第 14 条、会費を 1,500 円に改正）は、平成 3 年 4 月 21 日から施行する。
- 5 改正会則（条文の全体的見直し）は、平成 31 年 4 月 21 日から施行する。
- 6 改正会則（第 12 条、第 24 条、専門部の設置）は、2021 年 4 月 18 日から施行する。